

2024年1月25日発行 一般社団法人 日本治療協会 東京都中央区日本橋本石町4-4-11 TEL 03 (6281) 8188 FAX 03 (6281) 8187

# ☆ 健保求償 ☆

施術事故で利用者が病院に行った際、「『第三者行為のため健康保険は使えません』と言われたと利用者から報告を受け たがどうしたらよいか」と相談を施術者から受けることがあります。このような場合の対処方法を以下でご案内します。

#### ●利用者が窓口で 10 割支払う

通院のみであれば負担が少なく多くの方が支払っているようです。入院では高額になる場合もあり、仮に通常3割負担の方が窓口で9万円を支払うと、10割負担では単純計算で30万円の支払いとなります。予期せぬ出費としては高額で誰もが対応できるものではありません。

### ●施術者が病院へ 10 割支払う

利用者が10割の治療費を支払うことができない場合や利用者の感情として立替でも自分では治療費を支払いたくないケースがまれに生じます。この際、施術者が利用者に代わって窓口で支払う場合と施術者が病院から請求書をもらい後日支払う場合があります。請求書払いでは請求書だけでは通院日数や治療内容が確認できないこともあり診療明細等の取り付けも必要となります。

# ●健康保険組合から後日施術者が請求を受ける

利用者は病院に対して通常の割合で窓口負担金を支払い、残金 は病院が健康保険組合に請求し後日入金されます。健康保険組 合が病院へ支払った分は本来施術者が負担すべき分として施術 者に請求します。これを「**健保求償**」といいます。 健保求償にするには利用者が加入している健康保険組合に第三者行為による傷病届等の書類を提出する必要があります。その中には誓約書もあり、施術者が記入し保険給付額が確定した際、損害賠償金(健康保険組合が負担した分)を過失割合により施術者が支払うことを誓約するものです。

健康保険組合からの請求の多くは利用者との合意が成立後しば らくたってから連絡があり請求書が届きます。本会会員であれ ば健保求償分も損害保険会社の承認を受けた上で利用者へ支払 う示談金とは別に会員保障制度の支払い対象となります。請求 書を受け取ったからとご自身の判断ですぐに振り込むのではな く一度本会へご連絡ください。

健保求償等の扱いとしない場合でも、利用者には治療費は私の 健康保険も使っているので、私が窓口に払った治療費だけでな く、健康保険組合が負担する分も慰謝料として私に払ってくだ さいなどと要求される方もまれにいます。必要がある場合は健 康保険組合に支払うべきで利用者にお支払いする義務はありま せん。容易に応じないよう気を付けたいものです。

## WAVE POINT

利用者から「この事故は第三者行為に当たるか」と聞かれた際は 医師と利用者の判断に委ねることをお勧めしています

JULA DIVINIS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・J H A N E W S の発行・会員保障制度など ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています(別途保険料が必要)

国家資格者 会員種別 正会員A 準会員 すべての治療家、施術家に 安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

**民間施術者** 会員種別 正会員B



# 一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: http://www.jha-shugi.jp E-mail:info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL:03 (6281) 8188

FAX:03(6281)8187

TEL 受付: 10:00~18:00(平日) FAX 受付: 24 時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F

